



検察庁

Public Prosecutors Office



Message



検察の使命は、厳正公平・不偏不党を旨として、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用・実現することにあります。これによって、社会経済秩序を維持し、安全・安心な社会の実現に寄与できるものと考えています。国民の皆様からの負託にお応えできるよう、日々生起する様々な事件に、公正かつ誠実に向き合い、法と証拠に基づき、適正妥当な処分を行っていきたいと思っております。

近時の犯罪情勢を見ますと、刑法犯の認知件数が増加に転じ、体感治安を揺るがす重大凶悪事件、特殊詐欺事件、児童虐待事件は依然として後を絶たず、新しい手口の犯罪も次々と現れています。加えて、社会のあらゆる分野でデジタル化が急速に進むことによって、犯罪の組織化に拍車がかかり、匿名で多くの物事が行われるようになり、さらに、国境を越えた犯罪が増えるなど、検察を取り巻く状況は大きく変化し、真実の解明や立証がますます困難になってきています。こうした中においても、検察がその役割を果たすため、時代や社会の変化を的確に捉え、組織全体として、捜査・公判能力の更なる向上に取り組みたいと思います。また、犯罪被害者支援、再犯防止、社会復帰支援の視点を入れた検察活動に引き続き取り組みたいと思います。

検察が国民の信頼という基盤に支えられていることを心に刻み、全国の検察職員が、その職責を深く自覚し、熱意をもって職務に取り組んでまいります。

検事総長

畠本直美



Contents

検察の役割	03
検察庁の組織	04
検察庁の機構	05
刑事事件の流れ	06
捜査	07
公判	09
執行	10
Talk Session	11
検務部門	14
とある1日のスケジュール	17
先端犯罪に関する取組	19
犯罪被害者支援	21
再犯防止等に関する取組	22
他機関での勤務	23
刑事司法における国際協力	25
ワークライフバランス	26
検察の理念	27
その他 Q&A	29
検察庁所在地一覧表	30

検察の役割

検察の役割は、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明し、真に罰すべきものがあれば、これを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように公判活動（裁判）を進めていくことにあります。

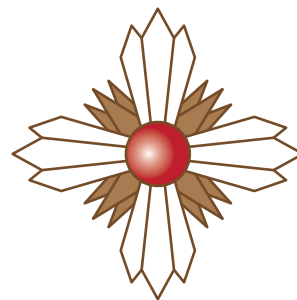
検察庁では、検察官と検察事務官が、社会正義を実現し、市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っているという誇りを持って職務に取り組んでいます。



検察官とは

検察官(検事及び副検事)は、警察から送致された事件等を捜査し、裁判所に起訴するかどうかを決めるなどの仕事をしています。

また、起訴された事件の公判（裁判）に立ち会い、被告人（起訴された者）が罪を犯したことなどを証明します。証拠調べの終了後、被告人にどのような刑罰を与えるべきかについて裁判所に意見を述べます。有罪の裁判の確定後は、その執行を指揮します。その他、公益の代表者として法令に定められた事務を行います。



検察官記章

検察事務官とは

検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて、犯罪の捜査から裁判の遂行、そして刑の執行に至るまでの一連の刑事手続に関する業務を行うほか、総務・人事・会計等の事務を行っています。



検察事務官記章

Topics 01 | 検察官の着けているバッジ（記章）の意味

検察官のバッジの形は、紅色の旭日に菊の白い花卉と金色の葉があしらってあり、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しの組合せに似ていることから、厳正な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日（しゅうそうれつじつ）のバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋における霜と夏の厳しい日差しのこと、刑罰や志操（堅い志のこと）の厳しさにたとえられています。

検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。

最高検察庁 1庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判で、上告された事件などを取り扱います。

高等検察庁 8庁 (支部 6庁)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所にあり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判で、控訴された事件などを取り扱います。

地方検察庁 50庁 (支部 203庁)

地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所あり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

区検察庁 438庁

簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所にあり、比較的軽微な刑事事件を取り扱います。



松江地方検察庁



福岡高等検察庁/
福岡地方検察庁



札幌高等検察庁/札幌地方検察庁



山形地方検察庁



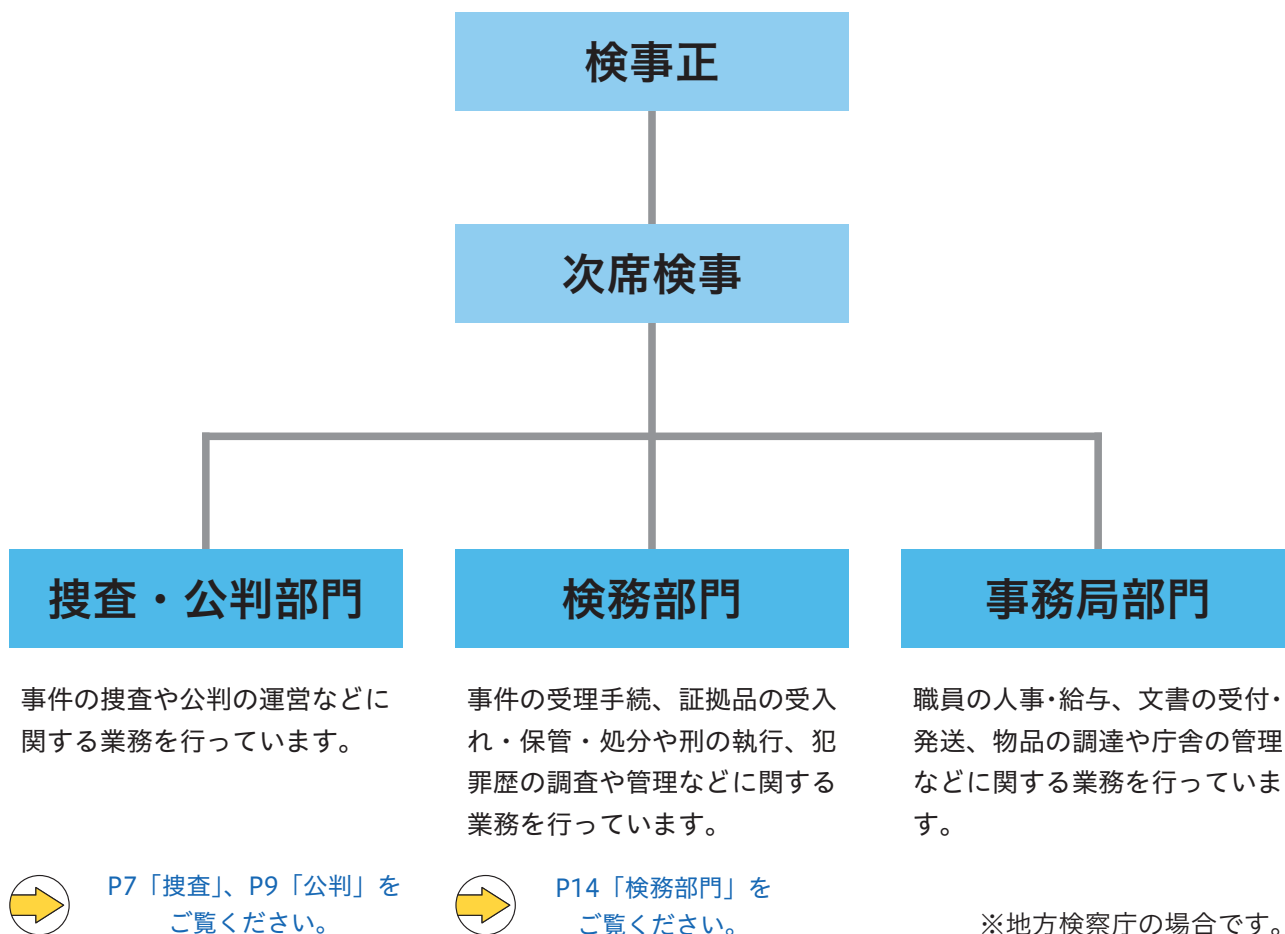
最高検察庁/
東京高等検察庁/
東京地方検察庁

- ▲ 最高検察庁
- 高等検察庁・地方検察庁
- 地方検察庁



検察庁の機構

各検察庁は、大きく、捜査・公判部門、検務部門、事務局部門に分けられます。



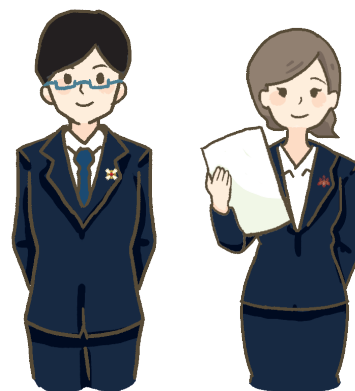
Topics 02 | 検察庁で働く職員について

検察庁の組織については4ページで説明したとおりですが、全国の検察庁では約12,000人が働いています。

そのうち、検察官（検事及び副検事）は約3,000人で検察事務官は約9,000人となっています。

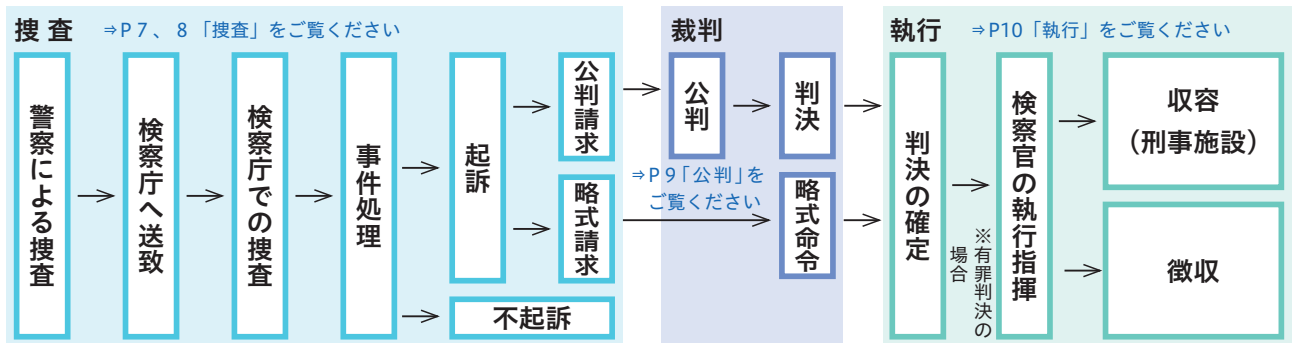
また、近年は検察官も検察事務官も採用される女性の割合が増えてきており、参考までに令和5年度は、検事、検察事務官いずれも採用者の約4割が女性です。

➡ P11「Talk Session」をご覧ください。



刑事事件の流れ

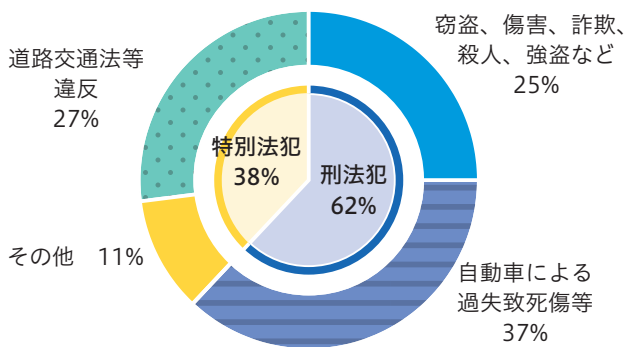
刑事事件は、大きく、捜査、公判（裁判）及び執行の3つの段階に分かれており、その大まかな流れは以下の図のとおりです。検察官・検察事務官はそれぞれの段階で活躍しています。



※事案が明白で簡易な事件（100万円以下の罰金又は科料に相当する事件）について、被疑者の同意を得て、公判を開かず、書面審理で刑を言い渡す簡易な裁判手続のことを略式裁判といいます。略式裁判による審判を求める手続のことを「略式請求」、略式裁判の結果、簡易裁判所から発せられた命令のことを「略式命令」といいます。

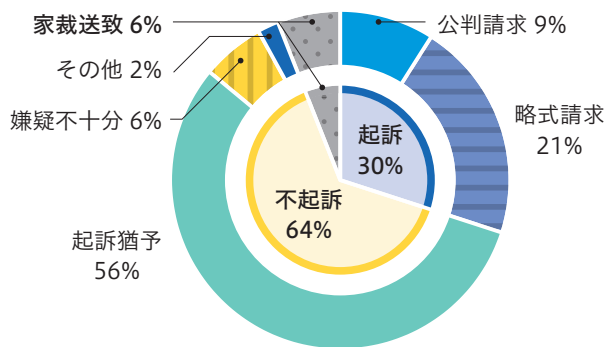
Data | 全国の検察庁で処理した事件

受理事件※種別統計（総数：786,707人）



※全国の検察庁で受理した事件

事件の処理区分別統計（総数：791,457人）



令和5年検察統計年報による

Topics 03 | 有罪率99%??

日本の刑事裁判の有罪率は99.9%であると聞いたことはありませんか。

日本では、起訴された事件のほとんどについて、有罪判決が確定しています。

その理由は、検察官は、被疑者が犯罪を犯したことが証拠から明らかであり、かつ、起訴する必要があると判断した場合にのみ被疑者を起訴するからです。

有罪判決の見込みがない、すなわち、被疑者が罪を犯したことが間違いないといえるだけの証拠がないと検察官が判断した場合には、被疑者を不起訴にします（嫌疑不十分といいます。）。

また、被疑者が罪を犯したことが間違いないといえるだけの証拠がある場合であっても、犯罪の悪質さの程度や被疑者の反省の程度、年齢、境遇、弁償の有無、被害者の処罰感情などを考慮し、起訴しないこともあります（起訴猶予といいます。）。

令和5年の検察庁全体の事件処理件数のうちで最も多いのは起訴猶予による不起訴で、その割合は56%でした。事件の処理区分の内訳は、「Data：全国の検察庁で処理した事件」をご覧ください。

捜査

捜査とは、捜査機関が、犯罪があると考えたときに、真相を解明して、起訴・不起訴の判断をするため、犯人及び証拠を発見、収集、保全する手続のことをいいます。

犯罪の発生

警察等による捜査

犯罪が発生すると、通常、警察等が捜査を行い、被疑者（犯罪の嫌疑をかけられた人のこと）を検挙します。犯罪の種類によっては、警察以外の捜査機関が捜査することもあります。



検察庁へ送致

警察等が捜査した事件は、書類と証拠物が一緒に検察庁に送られます。検察庁では、事件が法律上定められた手続に従っているかどうかの確認をした上で、事件を受理します。多くの事件では、検察官は、事件が検察庁に送られた後、捜査を開始します。



Topics 04 | 検察における捜査の一例

【事件発生当初からの捜査への関わり】

殺人や強盗殺人などの凶悪重大事件が発生すると、警察署に捜査本部が設置されることがあります。

このような場合、検察官は、警察から事件発生の連絡を受けると、検察事務官と一緒に犯行現場に臨場し、事件発生直後の犯行現場の状況を直接確認するなどして、初動捜査に関わることがあります。

また、捜査本部を訪れ、警察の捜査状況をリアルタイムに把握し、その場で警察と捜査方針について協議するなど、警察と密接に連携しながら捜査を進めていきます。



【証拠の精査】

被疑者等のスマートフォンやパソコンには事件に関する重要な情報が保存されていることも多く、検察官や検察事務官は、自ら特別な機器を使ってスマートフォン等からデータを抽出し、解析や分析を行っています。

最近では、情報通信技術の進展に伴い、証拠となるデータが消去・隠匿されたり、共犯者間で匿名性の高いメッセージアプリが利用されたりしており、このような事態に立ち向かうためには、情報通信分野に関する専門的な知見や捜査技術を日々向上させていくことが重要です。



P19「先端犯罪に関する取組」をご覧ください。

→ 検察庁での捜査

検察官は、自ら被疑者の取調べや参考人（被害者や目撃者等）の事情聴取を行ったり、証拠の不十分な点について、警察を指揮して追加の捜査（「補充捜査」といいます。）を行うなどの捜査を行ったりします。

犯行現場の状況を確認するため、犯行現場に行ったり、医師などの専門家に意見を聞きに行ったりすることもあります。

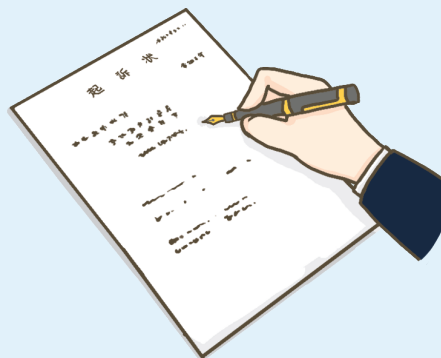


→ 事件処理

検察官は捜査で得られた証拠の内容を十分に検討し、被疑者が罪を犯したといえるか（犯人といえるか）どうかを判断した上で、被疑者を起訴（裁判にかける）するか不起訴（裁判にかけない）にするかを決めます。



事件の処理状況については、P6 Data「全国の検察庁で処理した事件」をご覧ください。



【独自捜査】

独自捜査とは、検察官自ら被疑者を検挙・摘発して行う捜査のことです。

検察官が自ら捜査の端緒（捜査を開始するきっかけのことです。）をつかんだり、検察庁で告訴・告発を受理するなどして、検察庁において認知した事件については、その後の捜査も検察庁で行い、例えば、検察官自ら捜索差押えを行ったり、被疑者を逮捕したりします。

このような独自捜査によって、重大な汚職事件・脱税事件や相場操縦、インサイダー取引などの財政経済事件を摘発しています。



公判

検察官は、裁判所に起訴（公判請求）した事件の裁判に立ち会います。

起
訴

冒頭手続

冒頭手続では、裁判官が被告人※本人に人違いがないか質問を行った後、検察官が起訴状を朗読します。

これは審理の対象を明らかにするために行われるものです。

※被疑者が起訴されると被告人と呼ばれるようになります。

証拠調べ手続

検察官は、適正な判決を得るため、必要な証拠の取調べを請求し、犯罪事実を立証する責任を負います。

被害者や目撃者に事件の内容を話してもらうこともあります（この手続を「証人尋問」といいます。）。

弁論手続

検察官は、事実、法律の適用及び求刑（被告人に科すべき刑罰）について意見を述べます（この意見を「論告」といいます。）。

判
決
宣
告



△ 検察広報キャラクター サイバンインコ

Topics 05 | 裁判員制度について

裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度で、平成21年から始まりました。

裁判員は、①公判に出席すること、②評議・評決をすること、③判決宣告に立ち会うといった職務があります。

法改正により、令和4年4月1日から、裁判員になることができる年齢が18歳以上となりました。

執行

裁判で言い渡された判決が確定すると、検察官が刑の執行を指揮します。なお、刑罰のうち、罰金などの徴収（国に納めさせること）は、検察庁において行っています。



その他

収容手続等

検察庁では、逃亡被告人の収容を行っているほか、罰金等を納付せずに逃亡している者などに対しても収容等を行い、刑事施設において労役場留置の手続を行っています。

証拠品処分

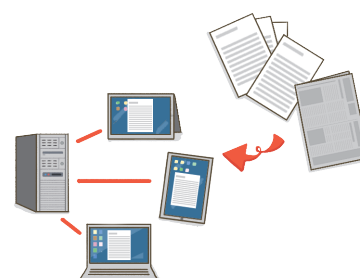
没収の裁判の確定又は所有権放棄等による証拠品の処分を行っています。

犯歴・記録

検察庁では、有罪の確定裁判を受けた人の犯罪歴の把握・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理するとともに、記録の閲覧申請の対応を行う場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。

Topics 06 | 刑事手続のデジタル化の推進

刑事手続については、捜査や公判で用いられる書類を電子データ化したり、オンラインでやりとりすることができる手続を拡大したりすることで、手続に参与する国民の負担軽減や手続の円滑化・迅速化に向け、デジタル化の取組が進められています。



Talk Session



⋮
E事務官
採用21年目
公判部所属

⋮
C副検事
副検事任官23年目
刑事部所属

⋮
F事務官
採用2年目
刑事部所属

⋮
B検事
検事任官4年目
公判部所属

⋮
A検事
検事任官5年目
刑事部所属

⋮
D事務官
採用3年目
刑事部所属

刑事部

刑事部は捜査を担当している部署です。警察が捜査を行って被疑者を検挙し、検察庁に送った事件について、被害者等から事情を聞いたり、犯行現場の状況を確認に行ったり、被疑者を取り調べたりして、被疑者が犯人であるか等を検討し、被疑者を起訴するかどうかを判断しています。

公判部

公判部は裁判を担当している部署です。起訴された事件について、公判（裁判）に立ち会い、適正かつ迅速な公判手続を確保した上で、公判で事案の真相を明らかにし、適正な判決を得るために必要な立証活動を行っています。

副検事

副検事は、検察官の一種で、窃盗事件や交通事件などを取り扱っています。検察事務官として採用後一定の経験を積んだ後、副検事選考（副検事試験）に合格すると副検事に任官できます。副検事任官後、検察官特別考試に合格すると検事に任官することもできます。

立会事務官

立会事務官は、検察官とペアになって二人三脚で仕事をしています。検察官の取調べに立ち会ったり、一緒に事件現場を見に行ったり、事件関係者や警察・裁判所などの関係機関との連絡調整をしたり、捜査や公判に必要な書類を作成・点検したりと多岐にわたります。

Q.1

検察官や検察事務官を志したきっかけについて教えてください。

A検事：中学生の頃に、検事が主役のドラマを見て、犯罪と向き合って真相を解明していくという検事の仕事に興味を持ったことがきっかけでした。

D事務官：私も同じドラマを見て、検察事務官の仕事に興味を持ちました。検察官と一緒に、熱意を持って真相解明に取り組むという点に興味を持ちました。

B検事：私は、司法修習の時に検事を志望するようになりました。修習で実際の裁判を傍聴する機会があったのですが、そこに立会っていた検事の尋問がとても分かりやすく、かっこいいと思ったのがきっかけでした。

F事務官：私は、祖父が消防士として地域の人のために働く姿を見て育ったので、自分も将来は誰かの役に立てる仕事に就きたいと考えていました。将来の仕事を考える中で、専門学校の先生から、検察事務官の仕事を紹介され、検察官のサポートをしながら、真相解明に貢献するという仕事は、自分に向いているのではないかと思ったことがきっかけでした。

E事務官：私は、国家Ⅱ種試験^{*}に合格後、官庁訪問をしている時に、初めて検察庁という組織を知りました。当時は、検察庁の仕事はよく知らなかったんですが、検察庁には、一緒に楽しく働ける人を募集しているという雰囲気がありました。検察庁に入庁すれば、気持ちよく働けるのではないかと思い、検察事務官として働くことを決めました。

※：現在の国家公務員採用一般職試験（大卒程度）に相当

C副検事：検察事務官を志したきっかけは、学生時代に法律の勉強をしていたことと、検察官の仕事がかっこいいと思ったことがきっかけでした。検察事務官として入庁しても、副検事試験に合格すれば副検事になれることを知っていたので、入庁したときから、いずれは副検事になりたいと思っていました。入庁後、業務時間後や空き時間にコツコツ勉強して、副検事に任官しました。

Q.2

検察官、検察事務官の仕事のやりがいについて教えてください。

A検事：捜査を主体的に行うことで自ら真相を解明することができたときにやりがいを感じます。警察と協力しながら捜査を行うことが多いですが、この事案だったら、こういう証拠があるんじゃないかと想像力を働かせたりして、警察も発見できなかった証拠を発見することもあります。それが真相解明につながり、適切な処分ができたときは、とても達成感があります。

E事務官：私は現在公判部に所属していますが、捜査を担当する部署にいたこともあります。捜査担当だったときに押収された大量の証拠の中から、重要な証拠を見つけ出し、それが捜査の進展に役立ったことがありました。捜査というのは、真相が分からない状況からスタートしますが、地道な捜査を重ねることで少しずつ真相が分かってくるというのは、捜査の醍醐味だと思います。

D事務官：私も、自ら捜査して真相を解明できるというところにやりがいを感じます。真相を解明するのは簡単ではありませんが、検察官と一緒に被疑者や参考人から話を聞いたり、証拠を集めたりするなど必死に捜査した結果、適切な処分をすることができて、その結果が報道されたりすると、自分たちに求められた責任を果たすことができたのではないかという達成感を感じます。

B検事：私は、公判に立会っていた検事に憧れて検事になったので、公判の仕事にやりがいを感じます。公判では、真相を明らかにして適正な判決を得るため、証拠関係をよく把握した上で、被告人や弁護人の主張をよく理解し、適切な立証活動をする必要があります。きちんと準備をして公判に臨みますが、本番では失敗できない一発勝負の緊張感があります。でも、その緊張感に打ち勝って、事案にふさわしい適正な判決を得られたときには、とてもやりがいを感じます。

E事務官：公判では、立証のため、被害者や目撃者などの証人に法廷で証言していただくことがあるほか、被害者や御遺族が裁判に参加して意見を述べることもあります。このような場合にこれらの方々が安心して証言したり、裁判に参加したりできるように、その気持ちに寄り添い、御要望を踏まえて裁判所や被害者支援の関係機関と調整をしたり、裁判の進行状況や今後の予定などを説明したりすることも、公判部の検事やその立会事務官の重要な仕事です。適正な判決を得ることができて、被害者等に感謝していただけたときは、充実感を得ることができます。

C副検事：捜査では、検察官は、被疑者が犯人なのか、犯人であるとしてもどのような犯罪が成立するのかという点について、慎重に検討する必要があります。犯罪になりそうな行為であっても、法律の条文を見てみると、

Talk Session

本当に犯罪が成立するのか微妙な事案もあります。そういうときに、文献を調べたり、色々考えて悩んだりするのは、とても大変で苦しい作業ですが、上司のアドバイスや指導も受けながら、最終的に適正な処分ができたときには、苦しかったからこそその達成感を感じます。

F事務官：検察官と一緒に一つ一つの事件に向き合うことで、人々が安心して暮らせる社会を実現することに貢献できるという点にやりがいを感じます。犯罪をしてしまった人が、二度と犯罪をしなくて済むように、検察官の指示を受けて、福祉機関に支援をしてもらえるように手続をすることもあります。再犯を少しでも減らすことで、安全安心な社会の実現につながればよいと考えながら仕事をしています。



Q.3

職場の雰囲気について教えてください。

A検事：立会事務官は、検察官にとっては、なくてはならない大切なパートナーです。一緒に捜査をするだけでなく、検察官が仕事をしやすいように、色々なサポートをしてくれます。仕事が大変な時もありますが、愚痴を言い合って慰めあったりして、最終的にはお互いに笑顔で仕事ができているので、立会事務官には感謝しかありません。

B検事：E事務官はベテランの立会事務官なので、私が気付いていない問題点に気付いて指摘してくれることもあるので、とても頼りになる存在です。

E事務官：検察官と立会事務官は、苦楽を共にする存在だと思います。捜査や公判はいつもうまくいくとは限らず、うまくいわずに検察官が悩んでいるときは、立会事務官としても辛い気持ちになりますし、何か力になれることはないかと考えます。

C副検事：F事務官とは、よく話をしてコミュニケーションをとるようにしていますね。私は、検察事務官出身なので、その頃の経験を生かしてアドバイスをすることもあります。

F事務官：私は、まだ経験が少ないので、自分がしなければならない業務内容をC副検事に教えてもらいながら仕事をしています。C副検事は、事前に捜査方針を共有してくれるので、業務の準備がしやすく、とても助かっています。今後、もっと経験を積んで、検察官が仕事をしやすい環境を作れる立会事務官になりたいです。

D事務官：私ももっと業務に詳しくなって、万全のサポートができる検察事務官になりたいです。

A検事：検察庁では、立会事務官との関係だけでなく、上司や先輩後輩とのつながりも強いと感じます。検事は、定期的に全国異動があるので、異動をするたびに、そこで一緒に働いた人たちとの間で、縦や横のつながりが広がっていくという感覚があります。実は、B検事とは、別の勤務地で一緒に働いていたことがあり、東京地検で再会しました。

B検事：A検事とは、私が新任検事だったときに勤務地が一緒でした。本当に優しい先輩で、どんなに忙しくても後輩のことを気にかけてくれて、お菓子の差し入れをもらったこともありました。

F事務官：検察事務官の上司や先輩も、優しく温かい方が多いです。分からないことがあって質問をすると、とても親切に教えてくれるので、とても働きやすい職場だと思います。



検事の仕事をもっと知りたいという方は、「[検事採用情報サイト](#)」もご覧ください（P29参照）。

検務部門

検務部門では、刑事事件の受理、裁判の結果確定した懲役などの執行手続や罰金などの徴収などの仕事をしています。

事件・令状

事件事務は、主に事件の受理手続と処理手続を行う事務です。

受理手続は、警察等から検察庁に送られてきた事件について、事件記録を確認し、法律に定められた手続が適正になされているかを点検し、受理しています。

処理手続は、検察官による捜査を終えた事件について、起訴状等を点検して裁判所に提出するなどしています。

令状事務は、逮捕状や勾留状等の令状を裁判所に請求する事務や、令状の執行等に関する事務を行っています。

いずれの事務も、手続を誤れば被疑者等の権利を侵害することにもなりかねない上、時間的制約もあることから、適正かつ迅速に処理をする必要があります。

そのため、事件・令状事務担当者は、法律等の知識を自ら習得するのみならず、担当者間で知識・経験を共有したり、意見を交わしたり、上司、検察官に相談するなどして、適正な事務処理を行うよう緊張感を持って日々いそしんでいます。

このように、事件・令状事務は、責任の重い職務ではありますが、重大な役割を担っており、使命感と誇りを持って取り組める、とてもやりがいのある仕事です。



福島地方検察庁
事件・令状事務担当

証拠品

証拠品担当は、警察等が押収した証拠品の受入れ、保管、処分を行います。

証拠品は、犯行に使用された凶器、現金、違法薬物、現場に残された毛髪など事件によって多岐にわたります。

そのため、金庫で厳重に保管したり、関係機関への引継ぎ・還付・廃棄など、証拠品に応じた保管や処分を行います。

証拠品は、刑事事件の重要な資料であるため、保管時に毀損・変質等しないよう慎重な取扱いを心掛け、押収時から長期間経過している証拠品は、押収時の状態や警察等での保管状況を詳細に確認して受け入れています。

また、還付の際の受還付人の選定は、事件記録を精査した上で十分に検討するほか、今般、性犯罪の公訴時効が延長され、証拠品の保管等に影響が及ぶ法改正もなされていることなどから、常に関係法令や規程についても確認し業務を行う必要があります。

証拠品事務は、神経を使う場面もありますが、証拠品事務を適切に行うことは、各事件の真相解明に繋がっており、検察事務官としてやりがいを感じています。

また、私は1日の勤務時間を1時間短縮する育児時間を取得して仕事と育児の両立を目指しており、周りの職員の助力を得て、仕事と育児で充実した毎日を送っています。



釧路地方検察庁
証拠品事務担当

検務部門

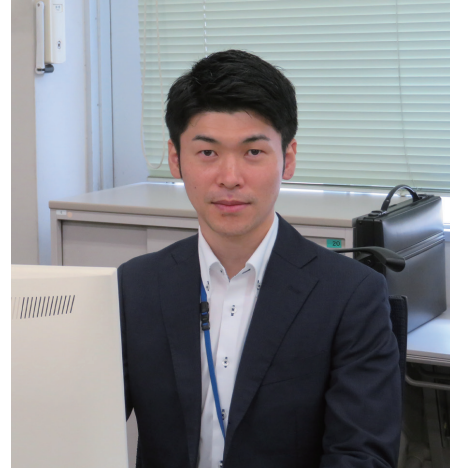
執行

執行担当では、死刑や懲役、禁錮などの自由刑の執行に関する事務を行うほか、刑の執行を受けないまま逃亡している者がいる場合は、その者の所在捜査を経て、逃亡者を収容する事務などを行っています。

所在捜査では、逃亡者の生活状況の調査や周辺住民への聞き込みなどの地道な調査を積み重ね、所在を突き止めたときには、地域住民の皆さんの安全等に十分配慮しながら、収容業務を行っています。

刑の執行は、刑事裁判の締めくくりとして、法的正義の実現や罪を犯した者に対する改善更生など、重要な意義を持っているため、裁判確定後、感銘力の強い時期に、速やかに執行する必要があります。一方で、死刑及び自由刑の執行は、人の生命又は身体の自由に大きな影響を及ぼすものであるため、慎重かつ正確に事務を行う必要もあります。

このように、執行事務は、国民の人権に密接に関わる事務であり、刑の執行を通じて国民の皆さんが安心・安全な社会生活を送るための一助ともなる仕事ですので、日々、上司等に相談しつつ同僚や関係機関等と相互に協力しながら、責任感とやりがいを持って執行の仕事に取り組んでいます。



名古屋地方検察庁
執行事務担当

徴収

徴収担当は、罰金や科料などの徴収金に関する裁判の把握を行うとともに、徴収金の督促や収納などの事務を行っています。

未納者に対しては、電話や面談で事情を聞きますが、資産調査を行った上で資産を差し押さえる強制執行を行うこともあります。

また、罰金や科料を納付しない未納者に対しては労役場に留置する手続を執ることもあります。

未納者にはそれぞれの事情があるため対応が難しい場合もありますが、徴収事務は裁判の執行を行う事務ですので、責任感を持って事務を迅速・適正に遂行できるよう心掛けています。

所在不明となっている未納者について聞き込みや張り込み等を行った結果、所在発見に至り執行ができた際には大きな達成感を得ることができます。

未納者との電話や面談などで対応に困ることも少なからずありますが、その都度、上司や先輩に報告・相談をしてアドバイスを受けながら日々の業務に取り組んでいます。



岡山地方検察庁
徴収事務担当

犯歴

犯歴事務は、人や法人の前科関係を適正に管理し、他の検察庁や警察などから前科照会を受けた際、対象者の前科を調査し回答する業務のほか、市区町村に通知する業務など重要な仕事です。

前科は、刑罰法令や人の資格に関する法令を適正に運用するための重要な資料であり、業務を遂行していく中で、個人のプライバシーの最たるものである前科情報を適正に把握管理しなければなりません。

そのため、犯歴事務は、正確な事務処理能力や緊張感、責任感を持つことが求められ、上司の助言を受けながら、犯歴担当事務官として仕事上のミスがないように日々努力しています。

私は、今年度が初の検務部門の配属であったため、困難な事案に直面しても、同僚に相談したり、尊敬する上司の方々から指導を受けるなどして、これまでと全く異なる業務の専門的知識を身につけることができ、自身の成長を感じています。

犯歴事務という重要な業務の中で、対象者の今後の人生に関わることを自覚し、責任感を感じながら仕事をすることで充実した日々を過ごしています。



徳島地方検察庁
犯歴事務担当

記録

記録担当は、刑事裁判が終結した事件や不起訴処分となった事件の記録等の保管・管理、保管記録等の閲覧・謄写事務、裁判書謄本等の交付事務などを行います。

私は、主に保管記録等の閲覧・謄写事務や裁判書謄本等の交付事務を担当しています。事件関係者等から保管記録等の閲覧・謄写請求があった場合には、事件関係者等のプライバシーの保護及び関連事件の捜査・公判への影響の有無等を個別具体的に検討しなければならず、場合によっては、閲覧範囲に制限を設けたり、閲覧を不許可とすることもあります。刑事裁判終結後も民事事件として係争中の場合も多く、保管記録等の閲覧・謄写請求をする被害者の方と接する機会も多いため、被害者の方の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、適切に対応するよう日々心掛けています。

これら事務の遂行に当たっては、悩むことも多くありますが、上司や先輩方に相談しやすく風通しの良い明るく良好な執務環境の中、検察庁職員であることの自覚や責任感のもと、日々業務に励んでいます。ライフスタイルに合った働き方でワークライフバランスの充実も図れるので、やりがいを感じながら、充実した日々を送っています。



那覇地方検察庁
記録担当

🕒 とある1日のスケジュール

case 01 : 男性検事 (大阪地方検察庁 捜査部門)

01. 始業

検察官と立会事務官は協力して仕事を進めます。取調べの予定や、準備すべき書類を確認し、その日やるべき事を明確にします。



02. 午前中の業務

事件配点

警察から身柄事件の送致があり、決裁官から事件の配点を受けました。事件の記録を読み、弁解録取手続の準備をします。

弁解録取・勾留請求

弁解録取手続では、被疑者の言い分を虚心坦懐に聞きます。検察官が被疑者を勾留すべきと判断した場合、立会事務官は、勾留請求書や弁解録取書などの書類を整え、送致記録と一緒に令状担当へ引き継ぎ、裁判所に勾留請求する手続をします。

03. 午後の業務

事件記録の検討

担当している事件の記録を読み、捜査方針を決めます。警察とも相談しながら、補充捜査の依頼、参考人の取調べなどを行い、捜査を進めます。立会事務官も、自ら捜査方針を考え、検察官に意見を伝えることもあります。



被疑者の取調べ

被疑者の取調べを行い、犯行動機や犯行状況を聴き取ります。被疑者の話と証拠に矛盾するところがないか注意しながら取調べを進めます。

事件処分の判断・決定 (処理決裁)

事件の概要、証拠関係、被疑者の再犯可能性、被害者の気持ちなど様々な事情を考慮し、どのような処理が適切かを判断します。そして、事件処理の方針について、上司の決裁を受けます。



04. 終業

その日の業務を終え、退庁します。残業することもあります。早く帰れた日は、自分の趣味の時間を過ごしたり、同僚と食事に行って親睦を深めたりします。

🍴 とある昼休み

今日のランチは部屋でお弁当。家族が作ってくれたお弁当で英気を養い、午後からの仕事に備えます。庁舎内の食堂に行くこともあります。



🕒 とある1日のスケジュール

case 02 : 女性検事 (大阪地方検察庁 公判部門)

01. 始業

子供の登校を見届けてから出勤するので、いつも15分ほど遅出をしています。朝は、その日のスケジュールを立会事務官と確認し、裁判で使う記録を持って裁判所へ。



02. 午前中の業務

裁判所から帰ってきて

裁判所から帰ってきたら、裁判の内容について立会事務官と情報共有します。次回の裁判に備えて、上司にも裁判の内容を報告して、今後の方針について相談します。



03. 午後の業務

参考人との打ち合わせ

裁判で証言をしてもらう予定の参考人と打ち合わせをします。被害者や目撃者の場合もあれば、医師などの専門家から話を聞くこともあります。

証拠品の確認

証拠品の防犯カメラの映像を確認します。立会事務官と一緒に、事件の現場に行ったり、関係先に聴取に行ったりすることもあります。



相談

気になる点については、立会事務官や同僚の検事に相談します。



事件記録の検討

新しい事件が配点されたので、記録を読んで、裁判所に提出する証拠や、裁判で使用する冒頭陳述や論告などの書類を準備します。



04. 終業

今日は定時に役所を出ることができたので、子供や夫と晩ご飯を一緒に食べます。今日は、自宅近くのジムに行くこともできそうです。

🍴 とある昼休み

今日のお昼ご飯は、近くに来ているキッチンカーで買ってきたカレーです。部屋でお昼ご飯を食べながら、同僚と話をするのも良い気分転換です。



先端犯罪に関する取組

－JPEC（先端犯罪検察ユニット）とは－

昨今におけるデジタル技術・情報通信技術の加速度的な発展に伴い、スマートフォンやパソコンを利用した犯罪、サイバー空間での国境を越えた犯罪、暗号資産を悪用した犯罪等が頻発しており、犯罪の匿名化・広域化も顕著になっています。

JPEC（先端犯罪検察ユニット）は、令和3年4月1日、デジタル技術や情報通信技術を用いた犯罪（先端犯罪）に適切に対応するため、先端犯罪の解明に有益な情報を収集・管理・提供すること及び先端犯罪の捜査・公判を支援することを目的として設立されました。

これらの目的を達成するため、JPECは、東京と大阪に設置されたDF専門部署（DFセンター）も包含する全国的なネットワークを活かして、業務に当たっています。

J P

Japan Prosecutors Un ～先端犯罪検

最先端の技術的知見の収集

先端犯罪の捜査・公判の遂行には、最先端の技術的知見の活用は不可欠です。しかし、検察官が個々の努力で最先端の情報にキャッチアップしていくことは必ずしも容易ではありません。

そこで、JPECは、全国の検察庁のみならず、官民関係団体を通じるなどして、最先端の技術的知見を積極的に収集し、全国的なネットワークを活かして共有することによって、検察庁全体の真相解明能力の底上げ・強化を図っています。



捜査公判支援

押収したスマートフォンやパソコン等に保存されているデジタルデータを適正な手続に基づき抽出し、抽出したデータを解析して犯罪立証のための証拠を見つける手法・技術のことを「デジタルフォレンジック (DF)」といいます。

全国的に多発する先端犯罪に立ち向かうためには、DF技術を始めとする専門的知見を駆使し、真相解明に当たることが重要であり、JPECでは、スマートフォン等のデジタル機器からのデータ抽出、解析などといった様々な捜査公判支援を行っています。



E C

Unit on Emerging Crimes

察ユニット～

官民連携 国際連携

近年、犯罪組織の広域化・無国籍化が進み、ランサムウェアを始めとするマルウェア攻撃が各国で深刻な被害をもたらしています。こうした状況の中で、安心・安全なサイバー空間を実現するためには、官民連携・国際連携が重要です。

JPECは、官民関係団体や諸外国の法執行機関と連携し、情報交換を図るとともに、諸外国で開催されているサイバー犯罪関係の国際会議に参加するなどして、関係強化に努めています。



犯罪被害者支援

犯罪によって様々な困難に直面した被害者やそのご遺族等には、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。検察庁では、犯罪被害者保護・支援のために設けられた各種制度を被害者等に説明した上、そのご希望に沿って事件の処分結果等をお知らせするなど各種制度を適切に運用するとともに、自ら又は関係機関と連携して被害者等の声に耳を傾け、そのニーズに応じた保護・支援に努めています。

被害者等通知制度

被害者やその親族等に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

動画及びパンフレット

検察庁で行っている犯罪被害者等の保護・支援のための制度について分かりやすく説明した動画及びパンフレットです。

動画



<https://youtu.be/OlaIArsyX00?feature=shared>



パンフレット



https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html



被害者支援員制度



全国の地方検察庁には、犯罪被害者等に、よりきめ細やかな配慮を行うため、犯罪被害者等の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続のお手伝いをしています。

また、犯罪被害者等の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する支援も行っており、例えば、心のケアを必要としている方には、心理カウンセラーなどの専門家による支援を行っている機関を紹介するなど、犯罪被害者等が適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図っています。

福岡地方検察庁 被害者支援員・被害者支援担当事務官



被害者支援員は、犯罪で被害に遭われた方やそのご家族等の方々に対し、平穏な生活を取り戻していただけるよう心情に配慮したきめ細やかな支援を行うため、全国の地方検察庁に配置され、被害者ホットラインや面談を通じて被害者等の方々からの様々な相談を受けています。捜査段階から検察官や検察事務官と連携し、被害者等の方々の不安や負担を少しでも軽減できるよう努めるとともに、裁判が行われる際には、法廷まで付き添うなどの支援を行っています。そのほか、精神面、生活面、経済面等の支援が必要と認められる被害者等

の方々に対しては、それら支援を行っている自治体、警察、法テラス等の関係機関や団体等の相談窓口を紹介するなど、被害者等の方々が必要な支援を受けることができるよう対応しています。

被害者支援担当事務官は、関係機関、民間団体等と緊密な連携を保ち、円滑な支援を行えるよう定期的に協議会等を開催するなどの取組を行っています。

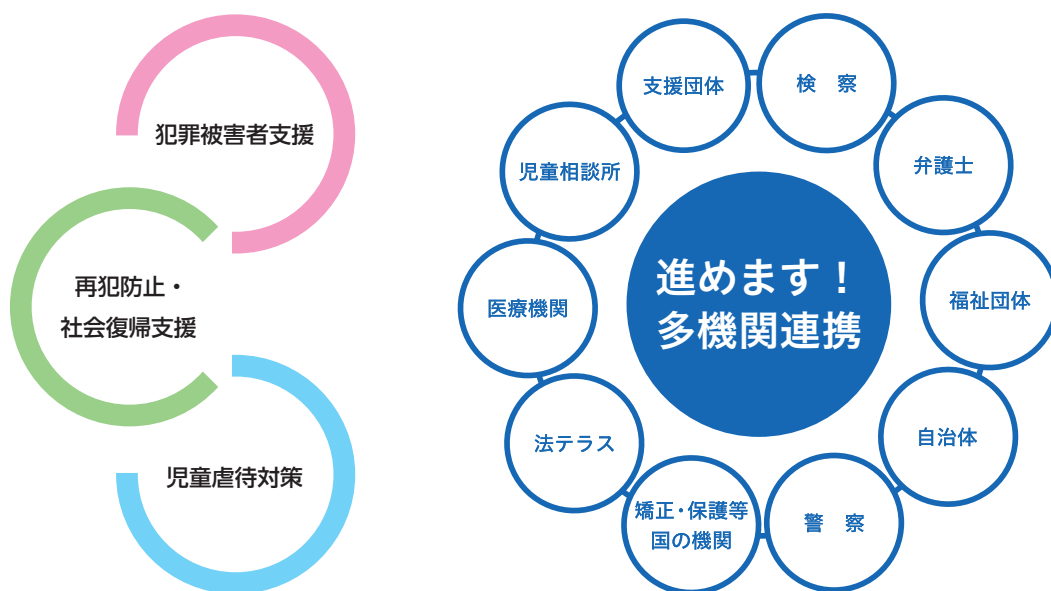
再犯防止等に関する取組

検察庁では、再犯の防止や、罪を犯した者等の更生といった観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行っています。平成28年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」や令和5年3月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」に基づき、保護観察所、地方公共団体、福祉機関、弁護士といった関係機関とも連携して、罪を犯した者等の再犯防止と社会復帰支援に取り組んでいます。

最高検察庁刑事政策推進室の役割

最高検察庁刑事政策推進室では、犯罪被害者等の保護・支援、児童虐待事案への対応及び罪を犯した者等の再犯防止や社会復帰支援といった刑事政策に関する諸課題について、全国の検察庁における取組の把握や推進、情報提供を行っています。

また、検察官や検察事務官を対象とする研修等において刑事政策に関する講義を実施して、検察職員全体の能力向上に取り組んでいるほか、連携先となる関係機関等が行う講演や各種勉強会への参加などを通じ、より効果的な取組に向けた連携の構築・強化を図っています。



広島地方検察庁 刑事政策部門・再犯防止担当（社会復帰支援担当）



広島地方検察庁刑事政策総合支援室は、総務部長（室長）、首席捜査官（副室長）、検察事務官4名、社会福祉アドバイザー1名で構成されており、対象者である罪を犯した者等が孤立せずに社会復帰できるための様々な支援を行い、再犯を防止するとともに、明るく、安心、安全なまちづくりに貢献しています。

再犯防止には、「居場所」と「出番（活躍できる場）」を確保したり、医療につなぐなど複合的な支援が必要であり、当室では、検察官から依頼を受け、事件記録を精査して、対象者と面談を行い、対象者の育った環境や犯行前の生活状況などを確認した上、保護観察所、社会福祉協議会、地域定着支援センター、就労支援事業者機構、自治体、医療機関、居住支援法人など、様々な関係機関と連携して対象者に適した支援を行うことにより、対象者の生きづらさを解消し、地域に戻ったときに孤立しないよう支援することで、再犯防止につなげています。

「断らない」「諦めない」「投げ出さない」を当室のモットーに、対象者のため、日々支援に励んでいます。

他機関での勤務

検事や検察事務官は、検察庁以外にも、様々な組織での活躍の場が与えられています。

在ドイツ日本国大使館 一等書記官（検事）

私は、在ドイツ日本大使館において、外交官として働いています。法曹資格を有し、法務分野を担当する外交官は、「リーガル・アタッシェ」と呼ばれています。当館におけるリーガル・アタッシェの職務内容は、ドイツの最新の法令・判例の調査、日独間の捜査共助の調整、ドイツの司法省・検察庁・裁判所との人脈の構築などです。

法務分野における日独間の関係は、非常に良好かつ強固です。私は、この両国関係を一層強化すべく、日々邁進しています。



在ロサンゼルス日本総領事館 副領事（検察事務官）

私は、海外に在住、滞在する邦人が、事件・事故をはじめとする様々な問題に直面した際に、必要な助言や援助を提供して側面的に支援する邦人援護という業務に携わっています。

ロサンゼルスは在留邦人や邦人旅行者が非常に多く、深夜休日を問わず緊急対応が求められる場面もあるため大変な仕事ではありますが、当地の法律や特色、異なる文化を肌で感じることができるとともに、法曹関係者のみならず様々な方との交流を通じて自身の視野を広げることができ、公私ともに貴重な経験を積む充実した日々を送っております。



証券取引等監視委員会 課長補佐（検事）

証券取引等監視委員会は、資本市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現を使命として、インサイダー取引等の不正取引の調査、開示規制違反の検査等を行う機関であり、重大で悪質な不正取引等の事案については、検察官に告発しています。

出向検事は、告発が見込まれる事案について、的確な告発に向け、事実認定や法令適用の可否を見極めながら調査に関する指導を行うほか、その他の事案についても、法的観点からアドバイスを行うなどしています。



財務省主計局 主任（検察事務官）

財務省主計局は、国の予算、決算及び会計に関する制度の企画・立案、作成等を行っており、私が所属している係では、皇室、国会、会計検査院及び内閣府所管等の予算及び決算の審査を行っています。

中心業務である予算編成では、ヒアリング等で各組織の要求内容を把握し、施策の必要性、有効性、積算の妥当性について考え、施策の実現に向けてより効率的・効果的な方法を各組織の担当者と議論し、予算案を作成します。

国の予算を作り上げる一端を担うことは、責任も重く大変ですが、検察庁とは違った達成感を得られる非常にやりがいのある仕事です。



外務省大臣官房監察査察室 主査（検察事務官）

監察査察室は、本省各部局に対する「監察」及び在外公館に対する「査察」を実施し、運営状況や会計経理状況等が適正かにつき調査を行っています。

また、外務省の業務に関する意見を受け付ける「監察査察意見提案窓口」業務では、通報を受けた事案について、中立公正な立場から調査を行い、勤務環境の改善や組織運営の適正化、ハラスメントの防止等につなげています。

調査は出向検事と一緒にすることもあるため、検察での経験が大いに役立っており、世界各国で働く職員の声を直接聞くことができる外務省での勤務は、大変貴重で有意義な経験となっています。



国家公務員倫理審査会事務局 係員（検察事務官）

国家公務員倫理審査会は、人事院に設置されている機関で、公務に対する国民の信頼を確保するために、国家公務員の倫理保持のルールに関する施策を推進しています。

私は、倫理法等違反の疑いがある場合の調査や懲戒に関する業務を担当しており、各府省等と協力しながら対応を行っています。

審査会には他機関からの出向者も所属しているので、違反事案等について議論や検討を行う中で様々な考え方に接する機会が多く、日々刺激とやりがいを感じながら業務に取り組んでいます。



その他出向先

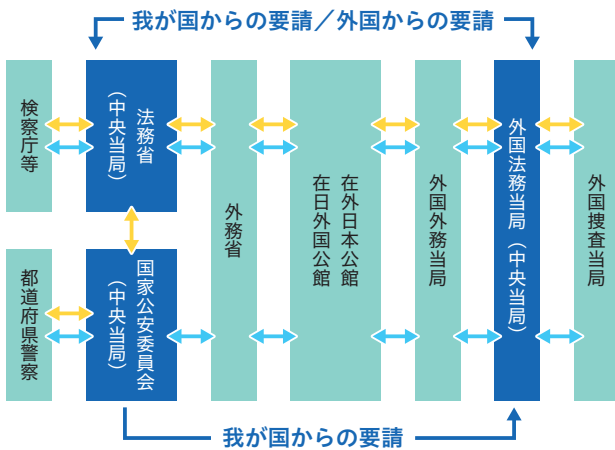
預金保険機構、司法研修所、内閣官房、内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、国税庁、防衛省、文部科学省など

刑事司法における国際協力

海外の捜査当局との協力

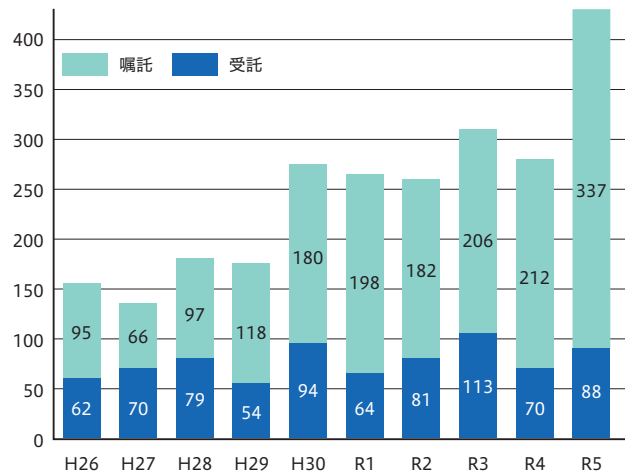
近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際交流が活発になり、交通手段や情報通信技術の発展・進展に伴い、ヒト・モノ・カネの国際的な移動や情報の国際的なやりとりが容易かつ頻繁に行われています。その一方で、組織的な詐欺事件や麻薬密輸事件など国境を越えて取行される犯罪が増加するなど犯罪の国際化が進んでいます。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在することなどから、刑事分野における国際協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国、中国、香港、EU、ロシア及びベトナムとの間でそれぞれ刑事共助条約又は協定を締結するなどしているほか、多国間条約として「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」等を締結しており、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣したり、国内において証拠収集を行うなどしています。

捜査共助の手続



刑事共助条約・協定締結国との間の共助の流れ (外交ルートを通さず、我が国と当該国の中央当局との間で直接やり取りができる) → 外国からの要請 → 我が国からの要請

捜査共助事件数



「囑託」とは、我が国が外国に共助を要請するものです。
「受託」とは、我が国が外国から共助の要請を受けるものです。

Column | 逃亡犯罪人引き渡し・捜査共助とは

例えば、我が国で高価な美術品である絵画を盗んだ窃盗犯人が国外（A国）に逃亡してその絵画を売却したとします。

外国の主権等との関係で、我が国の捜査機関が外国で捜査活動を行うことは原則としてできませんので、A国にいる犯人を逮捕したり、絵画を買い取った関係者から事情を聴取し、あるいは、犯罪の証拠である絵画を押収したりするためには、A国に協力を求める必要があります。そこで、このような場合には、検察官としては、法務省等を通して、A国に対し、犯人を我が国に引き渡すこと（逃亡犯罪人引渡し）や、関係者の事情聴取を行うとともに、絵画を押収して我が国に提供すること（捜査共助）を要請することが考えられます。

我が国から要請を受けたA国の捜査機関は、A国の法令等に従って、対応することとなります。

我が国とA国が二国間又は多数国間の条約・協定の締結国である場合には、外交ルートを通さずに捜査共助のやりとりができるので、迅速・円滑に協力をすることができます。



ワークライフバランス

検察庁では、働く時間の柔軟化（フレックスタイム制度や早出・遅出勤務制度の利用等）を始め、男女を問わず家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境を整備するなど、全職員のワークライフバランスを推進するための取組を行っています。

育児と仕事

長男が産まれた際、出産直後に約1か月、1歳の時に約1か月の2回にわたり育休を取得し、長女が産まれた際、出産直後から約半年間の育休を取得しました。

妻も検事で、長男のときに約2年間、長女の時に約1年間の育休を取得しました。上司が積極的に育休の取得を勧めてくれ、周囲の職員も協力的だったので、楽な気持ちで育休を取得できました。子供の大事な時期に、夫婦そろって一緒に過ごすことができたことは家族にとって重要な財産になりました。妻は、復帰後、育児時間の取得などの制度を使い、また、職務内容の調整をしてもらって、仕事と育児を両立しています。

上司を含め、職場全体でワークライフバランスを後押ししてくれていると感じており、これからも様々な制度を使って、仕事と育児を両立していくつもりです。



仙台地方検察庁
(検事)

長男が誕生した際、約2か月間の育児休業を取得しました。毎日新しい表情や仕草を見せる長男と共に過ごした思い出は、何ものにも代え難い大切な宝物になっています。

現在は、早出勤務等を活用して保育園の送迎をしたり、看病が必要なときに子の看護休暇を取得したりするなど、各種制度を活用しながら育児と仕事の両立に励んでいます。

保育園からの急な呼出し等緊急の対応が必要なときは、上司や同僚に仕事をお願いすることがありますが、皆さんとても協力的で、働きやすい職場だと感じています。

今後も育児と仕事の両立に励むとともに、私が周囲から受けた協力を、次は周囲への協力に換えて輪をつなぎ、働きやすい職場の一助になりたいと思います。



富山地方検察庁
(検察事務官)

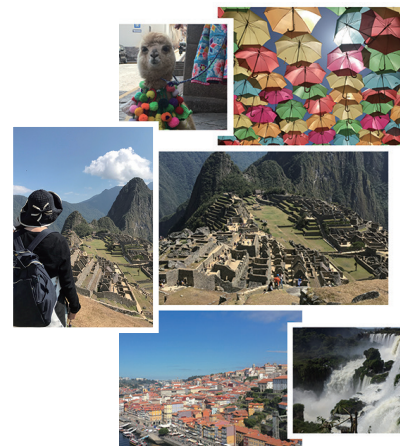
仕事と趣味

私は、支部の検事として、事件の捜査や起訴した事件の公判に立ち会う業務に当たっています。

私は旅行が好きで、特に昨年度に北海道勤務になってからは、地元出身の職員から情報収集をしつつ計画を立て、金曜日の夜に定時退庁し、最寄り駅に急いで向かって、2泊3日の小旅行をし、月曜日におみやげとみやげ話を持って帰るとするのが、定番かつ理想的な週末の過ごし方になっています。

また、私は、夏休みには、海外旅行をし、趣味である世界遺産巡りをしています。検事になってからは、ペルー共和国、ポルトガル共和国、ギリシャ共和国などに行き、今年はマルタ共和国に行きます。

休みの日の旅行でしっかりリフレッシュすることが、日々の仕事の活力にもなっています。



札幌地方検察庁
(検事)

検察の理念

この「検察の理念」は、検察の使命と役割を明確にし、検察職員が職務を遂行するに当たって指針とすべき基本的な心構えを定めたものです。

この規程は、検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。

刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう、あくまで真実を希求し、知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となってはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。

そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。また、自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に、権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不断の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。

- 1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- 2 基本的人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。
- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。
- 6 犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。
- 7 関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。
- 8 警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。
- 9 法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに、多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。
- 10 常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。

その他 Q&A

● 検察官・検察事務官の資格、採用について

Q 検察官になるための資格について教えてください。

- A
- 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
 - 2 裁判官（判事・判事補）
 - 3 弁護士
 - 4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は准教授の職にあった者
 - 5 3年以上副検事の職にあって、検察官になるための特別の試験に合格した者
- が、検事になるための資格を持ちます。また、検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための特別の試験に合格すると副検事になることができます。

Q 検察事務官になるための資格について教えてください。

- A 検察事務官になるためには、国家公務員採用一般職試験に合格することが必要です。

Q 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？

- A 年齢については特段の制限はありません。また、学歴についての制限はありませんが、法科大学院修了の有無によって、受験すべき試験が加わることがあります。
※検察官の定年は令和4年度までは63歳でしたが、令和5年度から段階的に引き上げられ、令和7年度からは65歳となります。

Q 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。

- A 検察官の採用に関する事務は、法務省の大臣官房人事課（法務省代表電話03-3580-4111）において取り扱っていますので、そちらに問い合わせてください。検察事務官の採用については各地方検察庁ごとに取り扱っていますので、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

● 検察庁の広報について

Q 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？

- A 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行っています。主として小学校高学年から法科大学院生までを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っていますので、詳しくは、最寄りの検察庁まで御連絡ください。



検察庁ホームページはこちら
<http://www.kensatsu.go.jp>



検事採用情報サイトはこちら
<https://www.kensatsu.go.jp/saiyou/kenji/kenji/kenjiindex.html>



検察庁所在地一覧表

2024年9月現在

最高検察庁		〒100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9311
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6153
	東京	〒100-8904	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
	名古屋	〒460-0001	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1581
	大阪	〒553-8511	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2100
	広島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2451
	高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-821-5631
福岡	〒810-0044	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9000	
地方検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9313
	函館	〒040-0031	函館市上新川町1-13	0138-41-1231
	旭川	〒070-8636	旭川市花咲町4	0166-51-6231
	釧路	〒085-8557	釧路市柏木町5-7	0154-41-6151
	青森	〒030-8545	青森市長島1-3-25	017-722-5211
	盛岡	〒020-0023	盛岡市内丸8-20	019-622-6195
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6151
	秋田	〒010-0951	秋田市山王7-1-2	018-862-5581
	山形	〒990-0046	山形市大手町1-32	023-622-5196
	福島	〒960-8017	福島市狐塚17	024-534-5131
	水戸	〒310-8540	水戸市北見町1-1	029-221-2196
	宇都宮	〒320-0036	宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒371-8550	前橋市大手町3-2-1	027-235-7800
	さいたま	〒330-8572	さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒260-8620	千葉市中央区中央4-11-1	043-221-2071
	東京	〒100-8903	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通9	045-211-7600
	新潟	〒951-8502	新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1521
	富山	〒939-8510	富山市西田地方町2-9-16	076-421-4106
	金沢	〒920-0912	金沢市大手町6-15	076-221-3161
	福井	〒910-8583	福井市春山1-1-54	0776-28-8721
	甲府	〒400-8556	甲府市中央1-11-8	055-235-7231
	長野	〒380-0846	長野市大字長野旭町1108	026-232-8191
	岐阜	〒500-8812	岐阜市美江寺町2-8	058-262-5111
	静岡	〒420-8611	静岡市葵区追手町9-45	054-252-5135
	名古屋	〒460-8523	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1481
	津	〒514-8512	津市中央3-12	059-228-4121
	大津	〒520-8512	大津市京町3-1-1	077-527-5120
	京都	〒602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82	075-441-9131
	大阪	〒553-8512	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2200
	神戸	〒650-0016	神戸市中央区橘通1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒630-8213	奈良市登大路町1-1	0742-27-6821
	和歌山	〒640-8586	和歌山市二番丁3	073-422-4161
	鳥取	〒680-0022	鳥取市西町3-201	0857-22-4171
	松江	〒690-0886	松江市母衣町50	0852-32-6700
	岡山	〒700-0807	岡山市北区南方1-8-1	086-224-5651
	広島	〒730-8539	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2453
	山口	〒753-0048	山口市駅通り1-1-2	083-922-1440
	徳島	〒770-0852	徳島市徳島町2-17	088-652-5191
	高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-822-5155
	松山	〒790-8575	松山市一番町4-4-1	089-935-6111
	高知	〒780-8554	高知市丸ノ内1-4-1	088-872-9191
	福岡	〒810-8651	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9090
	佐賀	〒840-0833	佐賀市中の小路5-25	0952-22-4185
	長崎	〒850-8560	長崎市万才町9-33	095-822-4267
	熊本	〒860-0078	熊本市中央区京町1-12-11	096-323-9030
	大分	〒870-8510	大分市荷揚町7-5	097-534-4100
宮崎	〒880-8566	宮崎市別府町1-1	0985-29-2131	
鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町13-10	099-226-0611	
那覇	〒900-8578	那覇市樋川1-15-15	098-835-9200	

検察庁

Public
Prosecutors
Office